

平成23年6月6日

高等学校等就学支援金受給対象の学生及び保護者各位

仙台高等専門学校

### 高等学校等就学支援金加算支給に関する手続きについて

このたびの東日本大震災により被害を受けられた皆様には、謹んでお見舞い申し上げます。  
さて、就学支援金について、7月以降の加算支給の手続きを行います。加算支給は最新の市区町村民税所得割額で判断されるため、**毎年の届出が必要**です。  
ついては、下記1に該当し、届出される方は、下記により関係書類の提出をお願いします。  
なお、今回の届出で加算が適用される期間は、原則として平成23年7月から平成24年6月（または平成24年3月）までです。

#### 記

1. 加算支給の届出ができる基準  
保護者全員の平成23年度市区町村民税の所得割額（父母の合計額）が「18,900円未満」に該当するとき

2. 提出期限・提出先  
**平成23年6月30日（木）16時00分（期限・時間厳守）**  
課税証明書の発行時期が遅延するため書類提出が遅れる場合は、いつ頃発行されるかを各市区町村役場の窓口で確認のうえ、必ず6月29日（水）までに以下の各キャンパス窓口へ申し出てください。提出時期・追加提出書類をお知らせします。  
ただし、仙台市各区及び名取市に関しては、課税証明書の発行時期が遅れることを確認していますので、以下の期限とします。  
※仙台市各区発行（7月13日（水）から発行可能）の課税証明書を取得する方  
※平成23年7月19日（火）16時00分（期限・時間厳守）  
\*名取市発行の課税証明書を取得する方  
\*平成23年8月25日（木）16時00分（期限・時間厳守）  
**広瀬キャンパス学生：学務課学生係（Phone:022-391-5539）**  
**名取キャンパス学生：学生課学生支援係（Phone:022-381-0266）**

3. 提出書類（（1）と（2）は必須。（3）は状況に応じて提出）

必要書類	申請者又は証明者
（1）「高等学校等就学支援金の加算支給に関する届出書」（所定様式） 用紙は学務課（広瀬）、学生課（名取）の各窓口で配付	学生本人
（2）平成23年度課税証明書（市区町村民税の所得割額が記載されている証明書）【非課税の方でも非課税の証明書を提出】 【父・母各々1通ずつ必要。保護者が両親でない者の場合は、当該保護者の課税証明書が必要となります。】	平成23年1月1日に住民票のある市区町村役場
（3）申立書（注2）	学生本人又は保護者

注1）課税額決定通知書、源泉徴収票及び確定申告書の写しではなく、市区町村の役場で課税証明書の発行を受けて提出してください。

注2）保護者が1人の場合

◇寡婦（夫）控除を受けているとき…課税証明書に『寡婦（夫）控除及び控除額』の記載があれば、母（父）のみの証明書で構いません。ただし、仙台市等は課税証明書に寡婦（夫）控除の記載をしていませんので、記載してもらうよう証明書の発行申請をする際役場窓口で申し出てください。

◇寡婦（夫）控除を受けていないとき…事前に、提出先の各キャンパス窓口にご相談願います。（保護者自筆の「申立書」を作成していただきます）

注3）届出後に婚姻またはその解消等により、保護者に変更がある場合には、改めて届出書等の提出が必要となります。

4. 留意事項

- 課税証明書に記載の市区町村民税所得割額の合計が18,900円以上の場合は書類を受理せずに返却します。十分に確認して提出してください。
- 平成23年度課税証明書の発行について  
名取市について、給与所得者は7月中旬以降、市県民税を年金から引き落としされる方及び納税通知書で納める方は8月中旬以降に発行可能とのことです。